

居場所のつながり推進事業業務委託公募型プロポーザル審査要領

1. 審査の対象者

本プロポーザルの審査対象者は、本市へ企画提案書を提出した応募者に限る。
なお、見積書合計金額が見積限度額を超えている場合は、審査対象から除外する。

2. プレゼンテーション

以下のとおり応募者は提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーションを実施する。詳細（会場、時間等）については、応募者個別に電子メールで連絡する。

- ・出席人数は4名以内とし、実務の主担当予定者は出席すること。
- ・応募者からの説明は概ね10分、審査委員からの質問は概ね20分とする。（予定）
- ・審査委員からの質問に対する回答は主として実務の主担当者が行う。
- ・補足資料の配布、パソコン、液晶プロジェクター等の使用は認めない。
- ・審査結果の通知は、企画提案書の提出のあったすべての応募者に通知する。
- ・審査結果に関する異議等は受け付けない。

3. 審査方法

審査は、「書類審査」（企画提案書の審査）及び「面接審査」（プレゼンテーションの審査）により行う。

四日市市が設置する居場所のつながり推進事業業務委託プロポーザル委員会において各委員が独立して、応募者ごとに審査項目に対し評価点を付与する。各委員の得点の合計を合算した総合得点の最も高い応募者を受託候補者として特定する。（同点の場合は委員長が決定する。）

また、次点の提案として評価した応募者も併せて特定する。

なお、各委員の得点の合計を合算した総合得点が満点の6割に満たない場合は失格とする。